

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第10の4の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同表5の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同表6の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「1の項(1)ア」を「4の項(1)ア」に、「1の項(2)ア」を「4の項(2)ア」に、「1の項(2)イ」を「4の項(2)イ」に改め、同表備考第3項中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同表備考第7項中「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同表備考第12項中「1の項」を「4の項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「次項」を「第14項」に改め、同表備考第13項中「2の項」を「5の項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項を同表備考第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

13 4の項において、一の認定の申請において審査を要する建築物が2以上ある場合の手数料の額は、当該それぞれの建築物に係る同項に掲げる区分に応じた額を合計した額とする。

別表第10備考に次のように加える。

15 5の項において、一の認定の申請において審査を要する建築物が2以上ある場合の手数料の額は、当該それぞれの建築物に係る同項に掲げる区分に応じ

た額を合計した額とする。

16 5の項において、認定を受けた計画について他の建築物を追加する変更をする場合の手数料の額は、当該他の建築物に係る4の項に掲げるそれぞれの区分に応じた額を合計した額とする。

17 前2項に定める場合のいずれにも該当する場合の手数料の額は、当該それぞれに定められた額を合計した額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、別表第10の4の項、5の項及び6の項の改正規定並びに同表備考第3項の改正規定、第7項の改正規定、第12項の改正規定（「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める部分に限る。）及び第13項の改正規定（「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める部分に限る。）は、公布の日又は同法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

#### （提出理由）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行に伴う手数料の算定方法の整備をする等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。